

陳情番号	陳情第26号	受理日	29. 9.7
件名	多くの障害者就労支援施設が受注機会を得られるための陳情		
陳情者	住所	西宮市末広町	
	氏名(団体名)	就労継続支援施設てんとうか職員会 代表 長井 健児	

(陳情趣旨)

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」において、地方公共団体には、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務があり、西宮市においては、「西宮市障害者雇用促進企業及び障害者支援施設等からの物品等の調達に関する取り扱い方針」に乗っ取り毎年多額の発注が行われている。その額は、近隣の地方公共団体を大きく引き離し、全国的に見ても先進的な地方公共団体と言える。

しかしながら、その発注先に偏りがあり、特定のグループにおいて発注額の7割を超える額が受注されている状況がある。その額は、年間3億円を超えている。それも、随意契約であり、1件5,000万円を超える案件も含まれている。

一方、西宮市内において障害者就労支援施設等として、「障害者支援施設等登録申請」を行っている障害者支援施設は11施設ありそのうち4施設は未受注の状態である。

現在の兵庫県最低賃金は、時給819円となっている。平成27年度兵庫県のA型就労継続支援施設の利用者(障害者)の平均月給は、79,481円(年953,772円)であり、B型就労継続支援施設の月額平均工賃は、13,735円である。一般的な維持管理業務の労務比率は7割程度である。特定グループの受注金額3億円の7割を労務費とすると、21,000万円÷953,772円でA型利用者220人分の給与に相当する額になる。また、すべて最低賃金以上で7時間就労していると仮定し社会保険料を考慮したとしても130人~150人分の給与に相当する。

「随意契約で発注している業務委託については、高齢者や障害者の雇用と就業の機会を確保するための福祉施策」であるという西宮市の考えは、否定すべきものではない。しかし、発注先に偏りがあり明らかに利用者数を上回るであろう発注は、「高齢者や障害者の雇用と就業の機会を確保するための福祉施策」を超えて

いると言わざるをえない。

「西宮市障害者雇用促進企業及び障害者支援施設等からの物品等の調達に関する取り扱い方針」では、原則500万円までの随意契約となっている。例外規定はあるものの原則は500万円までである。

1件契約を原則どおり500万円までにし、高額な随意契約を中止し、利用者数に見合った契約をより多くの障害者支援施設と行えるような措置を早急に講じていただくよう、以下の事項について要望する。

(陳情事項)

1. 市に対し、障害者支援施設等との随意契約は500万円までとの原則を徹底し、対象施設の利用者数に見合った発注金額を設定し、多くの障害者支援施設に受注の機会を与えられる措置を講ずるよう要望すること。